

【障害保健福祉部障害福祉課関係】

障害児支援の充実について

平成27年3月17日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害児・発達障害者支援室

今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日
障害児支援の在り方に関する検討会
(報告書のポイント)

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するため
の後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制
の確立(横の連携)

相談支援の推進

支援に関する
情報の共有化

児童相談所等との
連携

支援者の専門性
の向上等

＜報告書提言の主な内容(1)＞

① 地域における「縦横連携」を進めるための体制づくり

- 児童発達支援センターを中心とした重層的な支援体制(各センターによる保育所等訪問支援・障害児相談支援の実施等)
- 保育所等訪問支援等の充実、入所施設への有期・有目的入所の検討
- 障害児相談支援の役割の拡充、ワンストップ対応を目指した子ども・子育て支援新制度の「利用者支援事業」との連携
- (自立支援)協議会の活性化、支援に関する情報の共有化を目的とした「サポートファイル」の活用
- 障害福祉計画における障害児支援の記載義務の法定化

② 「縦横連携」によるライフステージごとの個別の支援の充実

- ライフステージごとの支援(乳幼児期、小学校入学前、学齢期、卒業後)
- 保護者の「気づき」の段階からの支援、保育所等での丁寧なフォローによる専門的な支援へのつなぎ、障害児等療育支援事業等の活用
- 教育支援委員会や学校等との連携、卒業後を見据えた就労移行支援事業所等との連携

＜報告書提言の主な内容(2)＞

③ 特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療・福祉の連携

- 福祉の専門家だけでは適切に対応できないことを念頭に置いた医療・福祉の連携、医療機関や入所施設の専門性を活用した研修の実施
- 強度行動障害支援者養成研修の推進、重症心身障害児者の地域支援のコーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討

④ 家族支援の充実

- ペアレント・トレーニングの推進、精神面のケア、ケアを一時的に代行する支援、保護者の就労のための支援、家族の活動、障害児のきょうだい支援

⑤ 個々のサービスの質のさらなる確保

- 一元化を踏まえた職員配置等の検討、放課後等デイサービス等の障害児支援に関するガイドラインの策定
- 児童養護施設等の対応を踏まえた障害児入所施設の環境改善及び措置入所を含めた障害児入所支援の在り方の検討

→ 子ども・子育て支援及び障害児支援の計画的進展のための関連部門の連携

(平成24年度からの新サービス)保育所等訪問支援について

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

* 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断

* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

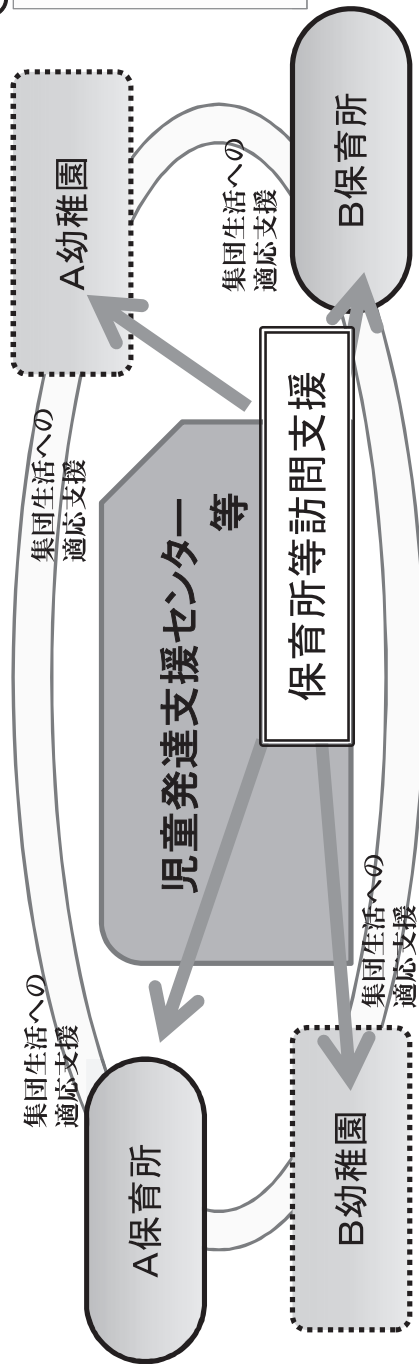
個別給付のため障害受容が必要

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認められたもの

○ 提供するサービス



- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等
- ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
- ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士（障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職）を想定。

〔 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等) 〕

→平成26年10月現在、実施事業所数は321カ所、利用している障害児の数は1,874人。

障害児等療育支援事業及び巡回支援専門員整備について

- 保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童の中でより専門的な支援が必要な子どもを適切に支援するためには、療育の専門家が保育所等を巡回して、気になる子どもを適切な支援につなげることが必要。
- 「障害児等療育支援事業」や「巡回支援専門員整備」においては、療育の専門家が自宅又は保育所等の子どもやその親が集まる場所を巡回し、障害の早期発見・早期対応のための助言等を実施。

◆障害児等療育支援事業

1. 概要

在宅の重症心身障害児(者)、知的障害児(者)、身体障害児の地域における生活を支えるため、身近な地域における療育機能の充実を図るとともに、これらを支援する都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る。
2. 実施主体

都道府県、指定都市、中核市
(社会福祉法人等への委託可)
3. 事業の具体的内容
 - 自宅訪問による療育指導
 - 外来による専門的な療育相談、指導
 - 障害児の通う保育所や児童発達支援事業所等の職員に対する専門職員派遣による療育技術の指導 等
4. 財源

都道府県等の一般財源(交付税措置)

◆巡回支援専門員整備

1. 概要

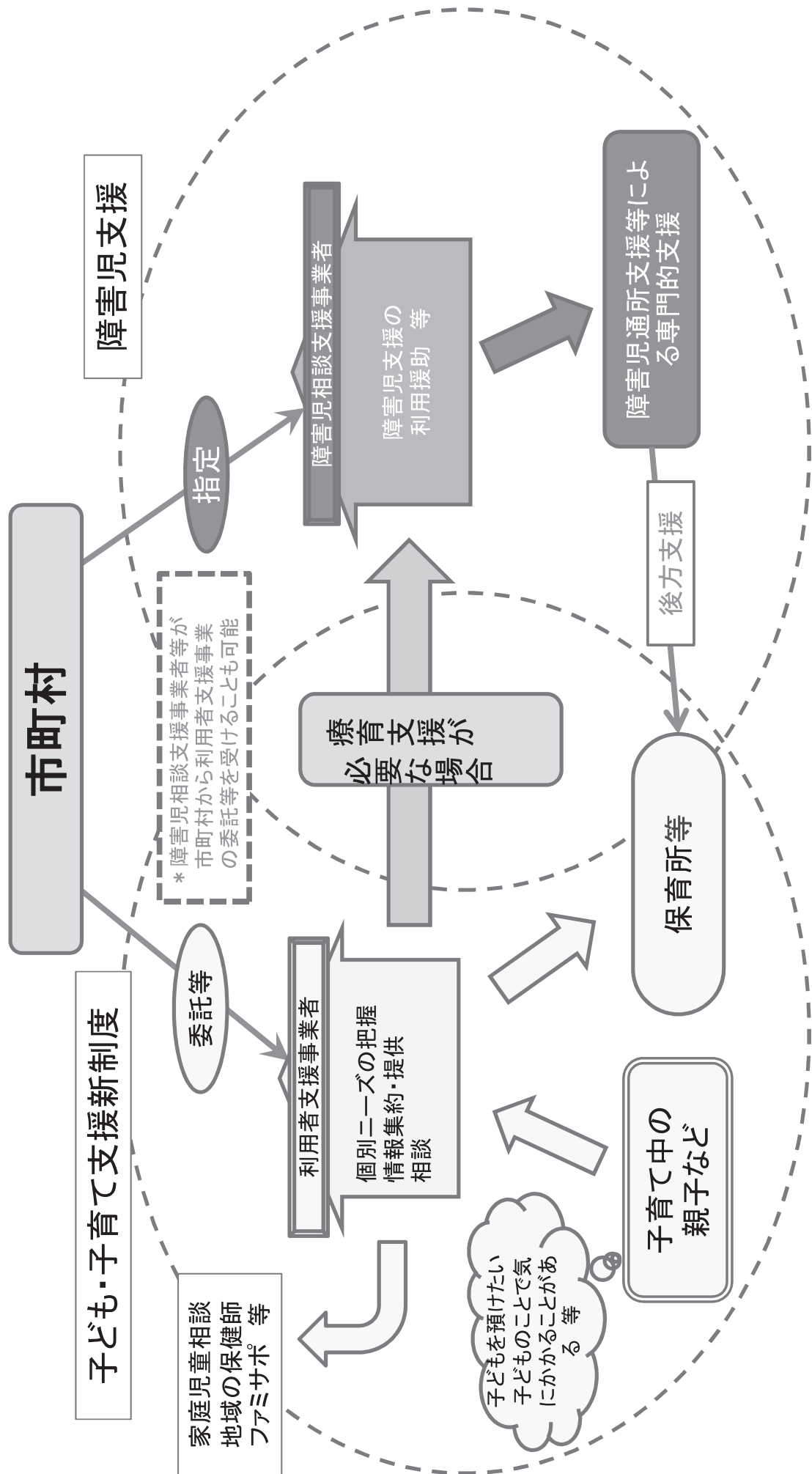
発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場を巡回し、施設のスタッフや親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。
2. 実施主体

市町村
(社会福祉法人等への委託可)
3. 事業の具体的内容
 - 親に対する助言・相談支援、ペアレントトレーニングの実施
 - ペアレントメンターについての情報提供
 - M-CHATやPARS等のアセスメントを実施する際の助言
 - 児童発達支援事業所や発達障害者支援センター等の専門機関へのつなぎ 等
4. 財源

地域生活支援事業費補助金の対象(市町村任意事業)

※上記事業は、利用に当たって保護者の申請に基づく支給決定が不要のため、保護者の障害受容が進んでいない場合にも柔軟な支援が可能。

障害児相談支援と子ども・子育て支援新制度「利用者支援事業」の連携の推進(イメージ)



放課後等デイサービスガイドラインの主な内容

(平成27年2月26日時点)

総則

- ◆ ガイドラインの趣旨
- ◆ 放課後等デイサービスの基本的役割
子どもの最善の利益の保障／共生社会の実現に向けた後方支援／保護者支援
- ◆ 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動
基本活動：自立支援と日常生活の充実のための指導訓練／創作活動／地域交流／余暇の提供
- ◆ 事業所が適切な放課後等デイサービスを提供するために必要な組織運営管理

設置者・管理者向け ガイドライン

○ 子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

環境・体制整備／PDCAサイクルによる適切な事業所の管理／従業者等の知識・技術の向上／放課後等デイサービス計画に基づく適切な支援／関係機関や保護者との連携

○ 子どもと保護者に対する説明責任等

運営規程の周知／子どもと保護者に対する、支援利用申請時・利用開始時の説明／保護者に対する相談支援等／苦情解決対応／適切な情報伝達手段の確保／地域に開かれた事業運営

○ 緊急時の対応と法令遵守等

緊急時対応／非常災害・防犯対策／虐待防止／身体拘束への対応／衛生・健康管理／安全確保／秘密保持等

児童発達支援管理責任者 向けガイドライン

従業者向け ガイドライン

都道府県
指定都市
中核市

各 障害児支援担当課 御中

事務連絡

平成26年6月2日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係

平素より、障害保健福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく子ども・子育て支援事業計画については、来年度からの施行に向けて、貴都道府県・市の担当部局において作成が進められているところと承知しておりますが、同計画に係る国の基本指針では子ども・子育て支援事業は「障害児を含むすべての子どもや子育て家庭を対象とするもの」であると明記され、計画作成の際のポイントとして障害児支援との関わりについても記載されていることも踏まえ、昨年8月に、障害児支援の担当部局におかれとも同計画の作成についても積極的に関与するようお願いしてきています。

そのような中、今月15日に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく第4期障害福祉計画に向けて、「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)」が改正され、その中で、障害児支援に関して種別ごとの必要量や確保策等を定めるよう努めるものとされました。また、障害福祉計画を定める上では子ども・子育て支援事業計画との調和が保たれたものとする必要であること等が定められております。

同告示を踏まえ、別添のとおり、内閣府から各都道府県・指定都市・中核市の子ども・子育て支援新制度担当部局に對して、子ども・子育て支援事業計画と障害福祉計画との連携や子ども・子育て支援計画における障害児支援も含めた支援体制づくりへの積極的な取組が要請されておりますので、貴部局におかれとも御了知の上で、子ども・子育て支援新制度担当部局との更なる緊密な連携を図っていただきますよう、よろしくお願いたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村の障害保健福祉担当課に周知を図るようご配慮願います。

